

## 令和7年度

### 保育所・幼稚園・認定こども園入所等申し込みのご案内



#### 一斉受付

希望する利用開始時期(入所時期)	申し込み受付期間
令和7年4月～令和7年6月	令和6年10月7日～令和6年11月8日

※土日・祝日を除く 8時30分～17時15分

#### 随時受付

希望する利用開始時期(入所時期)	申し込み受付期間
令和7年 7月	令和7年4月1日～令和7年5月9日
令和7年 8月	令和7年5月1日～令和7年6月10日
令和7年 9月	令和7年6月2日～令和7年7月10日
令和7年10月	令和7年7月1日～令和7年8月8日
令和7年11月	令和7年8月1日～令和7年9月10日
令和7年12月	令和7年9月1日～令和7年10月10日
令和8年 1月	令和7年10月1日～令和7年11月10日
令和8年 2月	令和7年11月4日～令和7年12月10日
令和8年 3月	令和7年12月1日～令和8年1月9日

※土日・祝日を除く 8時30分～17時15分

#### お問い合わせ

田村市役所 保健福祉部 こども未来課

〒963-4393

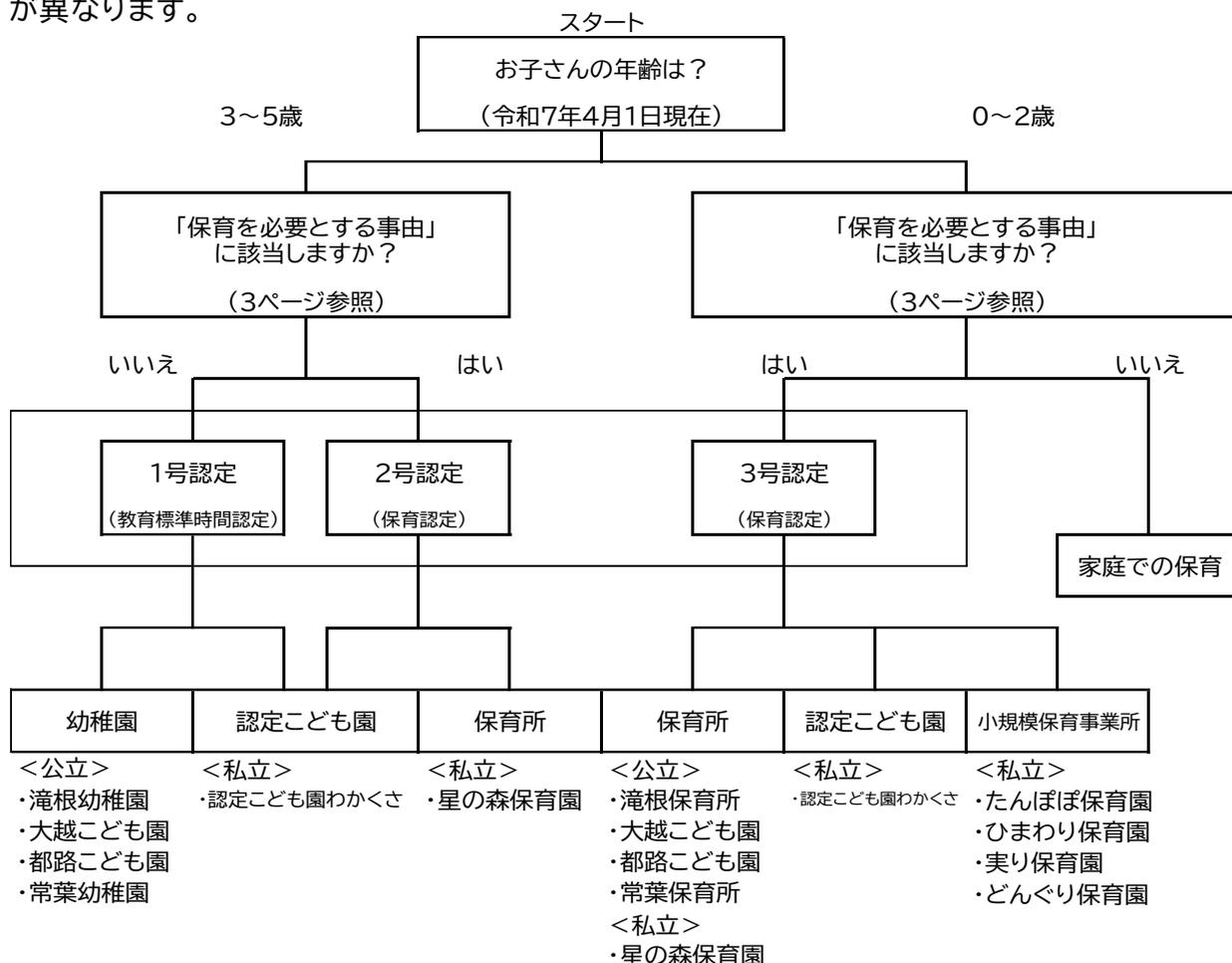
田村市船引町船引字畑添76番地2

☎0247-82-1000(直通)



## ◆教育・保育施設

田村市には、4種類の教育・保育施設があります。それぞれ特徴がありますので、ご家庭やお子さんに合った施設をご検討ください。また、年齢や認定区分によって、利用できる施設が異なります。



### それぞれの施設の特徴

幼稚園	<p>★小学校以降の生活や学習の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育時間終了後(お昼を食べておおむね13時ごろ)までの利用です。(教育利用)</li> <li>・保護者が就労などの理由により、保護者に代わって夕方までお子さんの保育が必要な場合は、<u>預かり保育(幼児預かり事業)</u>の申込みが別途必要です。</li> </ul>
認定こども園	<p>★幼稚園(教育利用)と保育所(保育利用)の機能を併せ持つ施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼過ぎごろまでの教育利用のお子さんと、夕方まで保護者に代わって保育をする保育利用のお子さんがいます。</li> <li>・教育利用の場合は、利用できる保護者に制限はありません。</li> <li>・保育利用の場合は共働きなどで家庭保育のできない保護者が利用できます。保育利用を希望される場合は、申込後、市による利用調整があります。</li> </ul>
保育所	<p>★お子さんを夕方まで保護者に代わって保育をする施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共働きなどで家庭保育のできない保護者が利用できます。利用を希望される場合は、申込後、市による利用調整があります。</li> </ul>
小規模保育事業所	<p>★0～2歳児のお子さんが利用できます。少人数(6～19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、夕方まで保護者に代わって保育をする施設です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共働きなどで家庭保育のできない保護者が利用できます。利用を希望される場合は、申込後、市による利用調整があります。</li> </ul>

## ◆募集施設

公立	施設	対象	問い合わせ
幼稚園 ※1	大越こども園	3～5歳児	☎68-3555
	都路こども園		☎75-3121
	常葉幼稚園		☎77-2096
	滝根幼稚園	4～5歳児	☎78-3636
	船引南幼稚園		☎85-2008
保育所	大越こども園	6カ月～2歳児	☎68-3555
	都路こども園		☎75-3121
	常葉保育所		☎77-2153
	滝根保育所	6カ月～3歳児	☎78-2011

※1 現在開園中の幼稚園も新入園希望者を含め、園児が5人に満たない場合は休園します。

私立	施設	対象	問い合わせ
保育所	星の森保育園	6カ月～5歳児	☎61-5581
認定こども園	認定こども園わかくさ	6カ月～5歳児	☎82-4111
小規模保育 ※1	たんぼぼ保育園(A型)	～2歳児 ※2	☎82-0411
	ひまわり保育園(B型)		☎82-5562
	実り保育園(B型)		☎82-4839
小規模保育 (事業所内)	どんぐり保育園(A型)	～2歳児	☎81-2561

※1(A型)…子どもの人数に対して必要な保育従事者の全員が保育士  
(B型)…子どもの人数に対して必要な保育従事者の1/2以上の人数  
+1人が保育士

※2 小規模保育の受入対象年齢は、施設により異なりますので、お問合せください。  
なお、小規模保育施設では連携施設(認可保育所等)を設定し、保育内容の支援や2歳児の卒園後の受入れなどを調整しています。

## 【重要】はじめに確認していただきたいこと

### 保育所等の利用ができる方

保育所等は、保護者の方が就労等によりお子さんの保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育をする施設です。「子どもの保育に手がかかる」「集団行動に慣れさせる」「友達がいらない」等の利用だけでは入所できません。

保育所等への入所後も、家庭での保育が可能な時間は家庭保育をお願いします。

なお、保育所の利用ができない場合も、必要に応じて一時保育の利用やファミリーサポートの利用ができますので、随時ご相談ください。

#### 保育認定基準

保育認定を受ける場合、保護者が次のいずれかに該当することが要件となります。

- ①就労(月64時間以上)
- ②妊娠・出産(産前産後8週間)
- ③保護者の疾病・障害 ※子どもの保育ができない状態に限る
- ④同居又は長期入院等をしている親族の常時介護・看護
- ⑤災害復旧(市が認める期間)
- ⑥求職活動(起業準備を含む) ※3カ月間のみ保育利用が可能
- ⑦就学(職業訓練校等含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること

※求職活動中の認定は最長3カ月です。就労されずに3カ月を過ぎた場合、退園となりますのでご注意ください。

一時保育とは・・・

保護者の育児に伴う負担感の解消を図るため等、保護者の私的理由により一時的に保育所に入所させることができる制度です。満1歳から利用できます。

ファミリーサポートとは・・・

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり支え合う子育て支援事業です。生後6カ月から小学生まで利用できます。

詳しくは子育て支援センターへお問い合わせください。(☎0247-82-1510)

### 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活等の環境に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は入所日以降に行いますので、慣らし保育期間中も保育料が発生します。

《利用条件》

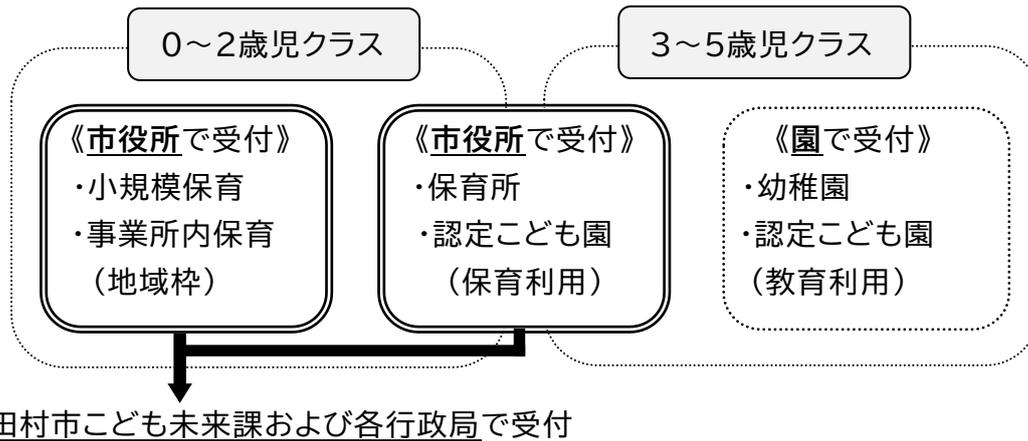
- ・就労開始日の14日前(土日祝除く)から可能です。
- ・4月1日入所の場合、3月からの慣らし保育はできません。一時保育等のご利用をご検討ください。
- ・詳しいスケジュール等については、入所決定後に施設と保護者で相談しながら決めていきます。面談の際に各施設にご相談ください。

### 特別な支援を必要とするお子さんについて

心身の発達に不安がある場合や、食物アレルギー、継続的な服薬が必要な場合などは、受け入れ体制を考慮する必要がありますので、申込時に必ずお申し出ください。

また、障がいなどにより医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申込前に田村市こども未来課へ必ずご相談ください。

## ◆受付窓口



令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和 6年(2024年)4月2日～
1歳児	令和 5年(2023年)4月2日～令和 6年(2024年)4月1日
2歳児	令和 4年(2022年)4月2日～令和 5年(2023年)4月1日
3歳児	令和 3年(2021年)4月2日～令和 4年(2022年)4月1日
4歳児	令和 2年(2020年)4月2日～令和 3年(2021年)4月1日
5歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和 2年(2020年)4月1日

## ◆申込受付

### 1 幼稚園・認定こども園(教育利用)

#### 【対象施設】

公立幼稚園、私立認定こども園(教育利用)

#### 【受付窓口】

各公立幼稚園、私立認定こども園

#### 【必要書類】

教育・保育給付認定申請書

入園願書

※認定こども園わかさを希望する場合は、「入園申込書(独自様式)」の提出が必要ですので、申込受付窓口にてお伝えください。

個人番号提供書

※受付時に、保護者の個人番号(マイナンバー)確認と本人確認を行いますので、個人番号確認書類(個人番号カード等)と身元確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

#### 【その他】

保護者が就労などの理由により夕方までお子さんを預けたい場合、預かり保育(幼児預かり事業)の申込みが別途必要ですので、ご注意ください。

## 2 保育所・認定こども園(保育利用)

### 【対象施設】

公立保育所、私立保育所、私立認定こども園(保育利用)、小規模保育施設

### 【受付窓口】

田村市こども未来課及び各行政局

### 【必要書類】

#### □教育・保育給付認定申請書

※個人番号(マイナンバー)の記入が必須です。

※利用を希望する施設について、第3希望までご記入ください。

#### □保育所入所申込書

※認定こども園わかくさを希望する場合は、「入園申込書(独自様式)」の提出が必要となりますので、窓口にてお伝えください。

#### □保育の必要性を証明するために必要な書類(下記一覧)

※保護者(父母等)の分のみご提出をお願いします。

※同時に複数(きょうだい分)申し込みの場合は、コピー利用可能です。

保育を必要とする事由		必要な書類	備考
就 労	会社員	就労証明書	育児休業明け入所希望の場合、育児休業取得期間が明記された証明書が必要
	産休・育休中		
	農業・自営業		
妊娠中・出産		出産(予定)児童の母子手帳の写し	表紙と出産(予定)日がわかる部分
保護者の疾病・障害		診断書、障害者手帳の写し	
同居親族の介護・看護		介護・看護を受ける人の診断書	
求職活動		就労予定申立書	
就学		在学証明書	

#### □個人番号提供書

※受付時に、保護者の個人番号(マイナンバー)確認と本人確認を行いますので、個人番号確認書類(個人番号カード等)と身元確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

#### □転入手続きに関する誓約書(※該当する場合)

※現在市外居住で、入所希望月の1日までに転入予定の場合に必要です。

## ◆その他

### 1 利用期間

保育所を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります(下表参照)。

保育を必要とする事由	保育の実施期間
就労	雇用の定めがある場合には、その期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後8週間まで
保護者の疾病・障害	病状等が回復するまで
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで
災害	災害の復旧に必要な期間
求職活動	3か月間(期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能)

### 2 保育時間

#### 【保育標準時間と保育短時間について】

- ・保育時間は、就労証明による勤務時間に通勤時間を合わせた時間となります。
- ・保護者の就労等の状況に応じ、保育施設の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

利用時間の区分		保護者の就労時間	保育施設利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもがフルタイム就労	1月あたり120時間以上	1日11時間までの利用
保育短時間	保護者のいずれかがパートタイム就労	1月あたり64時間以上 120時間未満	1日 8時間までの利用

- 保育標準時間 : 午前7時30分 から 午後6時30分 までの11時間
- 保育短時間 : 午前8時00分 から 午後4時00分 までの 8時間

※保育必要理由が「求職活動」の方は、保育短時間認定となります。  
その後就労された場合は、保育時間の利用区分を変更することができます。  
※事情がある場合、午後7時まで延長保育が可能です(月曜日～金曜日)。  
延長保育料《月額》2,000円、《日額》100円  
※日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

### 3 保育料

- ・児童の父母の市民税所得割課税額によって階層判定を行い、田村市利用者負担額徴収規則に基づき保育料を決定します。
- ・「保育料軽減申請書(多子軽減用)」が提出された場合、お子さんが3人以上いる世帯の3人目以降(3歳未満)の保育料が無料となります。  
※「保育料軽減申請書(多子軽減用)」の提出がない場合、無料になりませんのでご注意ください。
- ・その他、施設により教材費、保護者会など保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

## 4 給食費

年齢	費用について
0～2歳	給食費は保育料に含まれます
3～5歳	給食費は保育料とは別に負担となります

※月額4,800円を上限に、市からの助成があります。

## 5 入所決定までの流れ

- ・保育所の内定通知・保留通知は、**令和7年1月中**に送付予定です。
- ・入所承諾通知書および保育料決定通知書は、**令和7年3月中**に送付予定です。
- ・保育所への入所決定は、書類審査等により保育の必要性の状況等を総合的に判断し、必要性の程度の高い方を優先します。**申し込みの受付順ではありません。**

## 6 注意事項

### 【申込受付時に関して】

- ・一斉受付できるのは、**令和7年4月～6月入所予定分**のみとなります。
- ・**令和7年7月以降入所予定分**については令和7年4月以降の随時受付となるため、令和6年度中は書類を受け付けすることができません。
- ・令和6年度中に申し込みを行い、入所できなかった方(現在の待機児童を含む)も、新たに申し込みが必要です。
- ・転所(転園)を希望する方も、申し込みが必要です。

### 【入所決定までに関して】

- ・入所申し込み後に、届出内容に変更があった場合(退職した、妊娠した等)は、**必ず**田村市こども未来課へご相談ください。また、必要書類を添えて「教育・保育給付認定変更認定申請書」を提出してください。

### 【入所決定以降に関して】

- ・入所後に勤務先を変更した場合は、その都度「就労証明書」を提出してください。
- ・「求職活動」を理由として入所した場合、入所期間は3カ月間となり、定められた期間内に就労証明書を提出できない場合は「退所」となります。
- ・入所後は、保育の適正利用の観点から、世帯の就労状況を把握するため、毎年6月頃に「教育・保育給付認定現況届」を提出していただきます。